

コメント一

井田教授の報告について

法務研究科教授 三上 威彦

ただいまご紹介に与りました三上でございます。本日は井田教授の御報告について、何かコメントをせよとの御依頼がございました。私の専門は民事訴訟法、倒産法と民事手続法でございます。裁判員制度を専門的に研究しているわけではございませんけれども、今日の井田先生のご報告を受けて、若干今後の議論につながるようなことを言えたらと思っております。

従来の裁判員制度をめぐりましては、それを肯定するにせよ、否定するにせよ、大きく分けて三つの観点から議論がなされてきたように思います。

すなわち、まず第一は、今日も柳瀬先生や萩原先生がおっしゃったような、いわゆる民主主義といった憲法の理念と裁判員制度の関係を論じるものです。

もう一つは、刑事政策的といえますが、現状の刑事訴訟

実務の改革の契機として、この裁判員制度をとらえるという議論です。特に本日の井田教授のご報告は、この第二番目の観点を中心にお話をされたのではないかと思っております。

さらに第三番目には、裁判員制度そのものの運営上の問題といえますが、心理学的な分析とか、あるいは裁判員の負担の問題、こういった法心理学的なものが入ろうかと思えます。

まず第一の憲法との関係におきましては、憲法の標榜する一つの理念である民主主義と裁判員制度が、そもそも整合性を有するかどうかと、こういう観点が一つ議論されてきたように思います。

そしてもう一つは、憲法上の議論としては、例えば憲法の三二条、あるいは三七条一項ですか、それから七六条といった、国民の裁判を受ける権利と、裁判員制度が整合性を持つか。すなわち裁判官ではない裁判員が裁判に関与するわけですので、そういった制度が憲法上、体系的にしっかりと位置付けられるのかどうかという問題があります。

それからもう一つは、裁判員になる側にとりましては、これは憲法の一八条のいわゆる苦役に当たるのではないかという問題です。勝手に選挙人名簿から選ばれた人が招集

されて、裁判員にならなければならないということが、自らの意思決定に反して裁判員にならされるという観点から、憲法上の問題があるのではないかといった議論がなされてきたように思います。

井田報告の中心であります、第二番目の観点の刑事政策、あるいは刑事訴訟実務の改革の問題としては、まず捜査の段階におきましては、いわゆる最近問題になっております取り調べの透明性とか可視性という問題があります。例えば自白の取り方、その閉鎖された空間内での取り調べ、こういったものが法に則ってきちんとなされているか。仮に拷問、あるいはそれもどきのものがなされているということであれば、それは困るわけで、それをどういうふうに扱うかといった問題です。例えばビデオ撮影なども、その一つの改善提案としてなされているわけです。このような取り調べの可視化という点につきましては、井田報告では裁判員制度導入のメリットとして高く評価しております。

その他、井田報告では直接触れられませんでした、例えば裁判官、検察官、弁護士が法廷で取り交わす弁論の問題。すなわち、専門用語を駆使して、傍聴者にはほとんど内容が理解できないような用語が飛び交う中で、法律的な処理がなされてしまうということ。さらにその審理は、い

わゆる調書裁判といわれますように、当事者が出した書面を中心に審理をしていくことの問題性が昔から指摘されているわけです。

また、それと関連して、公判の内容の分かりやすさの問題もあらうかと思えます。例えば、今まで調書裁判といわれますように、聞いている人にはビジュアルな視点がまったく欠落しておりまして、必ずしも争点が明確化されないまま、審理がだらだらと続くようなことも批判の対象となっておりました。その結果として、審理期間の長さという問題もあります。先ほど井田教授の報告にも出て参りましたが、田中角栄元首相の裁判におけるような審理の長期化という問題と、それと表裏一体をなす迅速な裁判の要請という問題もあるわけです。こういった問題は、裁判員制度が導入されたからといって一挙に解決するとは思えません、このような状況が劇的に変化していることは間違いないことだと思えます。今後とも、この変化はよい方向に推移する予感はあると思います。

しかしその半面、井田教授が危惧されているように、裁判員が量刑にまで関与するという制度の構造上、裁判員への心理的圧迫のほか、量刑の不均衡ないし重罰化の傾向に拍車がかかる恐れは多分にあるように思えます。

このように、井田教授が本報告で指摘された数々の指摘は、いずれも核心を突いていると思われまじし、確かにおっしゃる通りだろうと思うわけです。裁判員制度が始まって以来それほど時間がたっているわけではございませんが、現実にもその刑事訴訟実務は、いくつかの問題をはらみながらも、素人の私どもにも理解できるような形で変化しているようにも思えるわけで、その意味で井田教授の予想は当たっております。

しかし、本報告を基礎にして、さらに問題とすべき点は何かと考えますと、ほかのお二人の報告者の報告とリンクする形で、本報告では触れられなかった問題について若干言及したいと思います。すなわち、特に井田教授が危惧されております量刑の問題に限って見ても、その克服はどのようなにされるべきかという、克服プロセスの方向性の問題を考える必要があるのではないかと思います。例えば、これが裁判員制度のますますの洗練化によって克服できるのか。あるいは、素人が量刑に関与する以上、本質的にこの問題は改善が困難であるのか。しかし、仮にこの問題が克服できるとして、それはどのような方向において洗練化されるべきかと、こういう観点だろうと思います。その際には、井田教授の頭の中では、それらの問題の克服に当た

って、刑事司法への国民参加という理念、これはどのような位置付けられるのか、つまりどのような理念に基づいて、このような裁判員制度をより洗練化していかなければならないか、どういう方向に持っていかなければならないかということを、問うてみたいと思うわけです。

また、それと関連いたしまして井田報告では、裁判員制度の制度趣旨、あるいは制度理念につきまして、このような「抽象的な思想ないし高度に理念的なもの」が改革の原動力になったことについては非常に消極的な評価をされておられますが、裁判員制度創設の折になされた、理念論についてそのはげしい論議がなされた経緯に鑑みまして、教授にその意味づけを問うてみたいような気がします。

このようないくつかの観点がありますけれども、本日の井田教授のご報告については、コメントとしては以上、簡単ではございますがまとめておきたいと思えます。終わります。